

久御山中学校 PTA 役員・委員選考規程

第1条（規程による定め）

本規程は、久御山中学校 PTA 規約（以下規約と略記）第6条、第7条に定める本部役員及び委員の選出に関し必要な事項を定めます。

第2条（校区代表運営委員の構成と選出）

本部役員の候補となる校区代表運営委員8名は、原則として、佐山・東角・御牧の小学校区ごとの世帯数の比率により、各校区から選出します。（御牧校区2名、佐山校区・東角校区各3名）

第3条（本部役員の構成と選出）

- 規約第6条に定める本部役員10名は次のように選出されます。
校区代表運営委員の内8名 教職員代表役員2名
- 本部役員は、校区代表運営委員の中より互選により定めます。
- 教職員代表役員の選出は、本規約の適用を受けません。

第4条（専門委員会委員長・校区長・学年長の選出）

- 専門委員会委員長は、専門委員（校区長・学年長を除く）の互選により選出されます。
- 校区長は、校区ごとに1名を各校区の地域委員の互選により選出されます。
- 学年長は、学年ごとの学級委員の互選により選出されます。

第5条（学級委員・地域委員・専門委員の選出）

- 学級委員は、クラスごとに2名を選出します。
- 地域委員は、原則地域ごとに20世帯1名を基準に選出します。
- 校区外より通学する生徒の家庭が4世帯以上ある場合は、前項の基準により代表委員を選出します。選出された代表委員の内1名は、運営委員会に出席しなければなりません。
- 各専門委員は、地域委員と学級委員が担当し、各専門委員の副委員長2名は、専門委員（校区長・学年長を除く）より1名ずつ選出します。

第6条（選出の辞退届）

- 校区代表運営委員及び地域委員・学級委員を務めた場合、原則としてその選出基礎生徒在籍期間中に限り、学級委員及び地域委員の選出につき辞退届を提出することが出来ます。
- 辞退届は、所定の手続きにより各年度ごと事前に地域委員を通じ本部役員会に提出しなければなりません。
- 地域委員選出につき家庭の事情等で辞退届を提出する場合は、地域委員会の承諾が必要です。
- 学級委員選出につき家庭の事情等で辞退届を提出する場合は、選考委員会の承諾が必要です。
- 辞退届を提出した場合は、その年度、当該委員になることができません。

第7条（地域委員、学級委員、校区代表運営委員の選出の方法）

- 地域委員は、各地域委員会の決めた選出方法により、各地域所定の人数を選出します。投票による場合は、1世帯1票とします。
- 学級委員は、すでに選出された校区代表運営委員、地域委員及び辞退届を承認された会員を除く会員から上級生を優先に選出し、その選出方法は、各学級ごとに討議し決定します。
- 各校区の校区代表運営委員の選出は、原則として選出された地域委員による連記無記名投票によって行います。
- 各校区の校区代表運営委員の立候補者が原則とする校区割り人数を超えてある場合は、校区ごとに選挙を行い、上位より所定人数を選出します。

第8条（役員・委員選考委員の構成及び任期）

- 役員・委員選考委員会は、地域委員、1・2年の学級委員及び教職員代表役員1名で構成し、1・2年学級委員の中から互選により委員長1名と副委員長2名を決定します。
- 各地域における地域委員の選出については、地域委員が選考委員となります。
- 各学級における学級委員の選出については、1・2年生は、前年度の1・2年生の学級委員が、3年生については、校区代表運営委員が選考委員となります。
- 選考委員の任期は、全ての委員・役員が決定するまでとします。
- 地域委員・学級委員が決定次第本部役員会に所定の方法で届け出ます。

第9条（役員等選任における選考委員会の任務）

- 選挙の告示、立候補の受付
- 辞退届提出者の地域委員への確認と受付、資格審査及び判定
- 校区代表運営委員・本部役員・専門委員長選出の立会・確認
- 選出結果の発表と選出経過の記録・申し送り事項の作成
- 本部役員・校区長の全会員への前年度中の告示、発表
- その他選挙の運営に関する事項

第10条（各委員選出における選考委員の任務）

- 地域委員の選出については、所定の人数の地域委員を各地域で定めた方法により選出し、選出された地域委員及び辞退届の提出者を速やかに本部役員会に届け出ます。
- 学級委員の選出については、各学級で定めた方法により学級委員を選出し、選出された学級委員を本部役員会に届け出ます。

第11条（選出の時期）

学級委員を除く、本部役員・地域委員・校区長の選出は、前年度中に行います。

第12条（欠員委員の補充）

- 各委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて各委員会が決めた選出方法により補充することができます。
- 欠員補充委員の任期は、前任者の任期の終わるまでとします。
- 欠員補充委員の次年度以後の地域委員、学級委員の辞退については、地域委員並びに本部役員会の判断によります。

第13条（細則）

別途内規を作成し、選出にあたり参考とすることができます。

第14条（改正）

本規程は、本部役員会で改正することができます。

第15条（告知）

本規程改正後は、速やかに全会員に告知します。

（附則）本規程は、平成20年4月2日より実施

（附則）平成23年11月22日一部改正

（附則）平成24年3月22日一部改正

（附則）令和2年12月11日一部改正